

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和4年6月1日作成)

法令名	職業能力開発促進法施行規則
根拠条項	第35条第1項、第2項
許認可等の種類	職業訓練施設の設置の承認
法令の定め	職業能力開発促進法施行規則 第35条第1項、第2項
審査基準	<p>1 職業能力開発促進法施行規則第35条第2項各号に掲げる当該各事項に適合するものであること。</p> <p>2 審査に当たって考慮する通達等</p> <p>(1) 昭和44年10月1日訓発第248号労働省職業訓練局長通達 「新職業訓練法の施行について」第4の6施設の名称</p> <p>(2) 平成5年4月1日能発第91号労働省職業能力開発局長通達 「事業主等が行う専門課程の高度職業訓練の認定および職業能力開発大学校の設置承認について」別添要領第3職業能力開発短期大学校の設置承認</p>
標準処理期間	<p>総期間 1ヶ月</p> <p>経由機関 日・月 ()</p> <p>協議機関 日・月 ()</p> <p>処分機関 日・月 ()</p>
処分担当課	各(総合)振興局産業振興部商工労働観光課(電話番号:)
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	(公表アドレス https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/kijun.html)